

五霞町公告第9号

特定事業の選定

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、五霞町定住促進住宅整備事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和5年11月30日

五霞町長 知久 清志



記

五霞町定住促進住宅整備事業については、当初の計画のとおり、民間活力の導入と、国の交付金及び入居者家賃収入により、周辺家賃等と比較して適正な家賃設定の範囲内で、事業が実施できる目途がついたと判断したため、当該事業をPFI事業として選定する。